

議員提出議案第 16 号

宝塚市議会ハラスメント防止条例の制定について

宝塚市議会ハラスメント防止条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）10 月 6 日提出

宝塚市議会議長 富 川 晃太郎 様

（提出者）

宝塚市議会議員 桑 原 健三郎

同 村 松 あんな

同 中 野 正

同 梶 川 みさお

同 寺 本 早 苗

同 田 中 こ う

宝塚市条例第 号

宝塚市議会ハラスメント防止条例

ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけ、時に回復不可能な肉体的、精神的な被害をもたらす重大な人権侵害行為である。

その中でも、議員から議員又は職員等に対するハラスメントは、特殊な人間関係を背景としているため顕在化しにくい上に、市政における公正な職務遂行を妨げ、萎縮や停滞を生み、市政に携わる人材の喪失を招き、市政が果たすべき市民福祉の増進を阻害することに繋がる。

議員は、市民からの負託を受けた代表者として市政に携わる責務を負っている。議員によるハラスメントは、この責務の放棄を意味する行為であり、断じて許されるものではない。

よって、議会は、全ての議員と職員等が個人として尊重され、その職務を全うできる環境を確立し、健全かつ公正な市政の発展に寄与するため、議員によるハラスメントを未然に防止するとともに、ハラスメントに起因する問題に適切に対応することにより、ハラスメントを根絶することを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、宝塚市議会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応に関し、必要な事項を定めることにより、市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であって議員が行うものをいう。

- （1） 職務に関する優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより相手方の勤務（議員としての活動を含む。以下同じ。）の環境を害する行為
- （2） 性的な言動に対する相手方の対応により当該相手方の勤務の条件に不利益を与える行為又は性的な言動により当該相手方の勤務の環境を害する行為
- （3） 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務に制限が生じたことに関する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により相手方の勤務の環境を害する行為
- （4） 前3号に掲げるもののほか、^{ひぼう}誹謗中傷、事実に反する風説の流布、性別、性的指向又は性自認に関する侮辱的又は差別的な言動、公開を望まない情報の暴露その他の議員としての活動の性質を考慮してもなお社会通念上許容される範囲を超えて相手方に身体的若しくは精神的な苦痛を与え、相手方の尊厳を害し、又は相手方の勤務の環境を害する行為

2 この条例において「職員等」とは、本市の公務員であって、議員以外のものをいう。

（適用範囲）

第3条 この条例は、議員又は職員等に対するハラスメントに適用する。

（議員の責務）

第4条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる責務を自覚し、常に高い倫理意識を持つとともに、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけることを理解し、ハラスメントの防止を徹底しなければならない。

2 議員は、議員同士が対等な立場にあることを自覚し、互いの尊厳を重んじなければならない。

3 議員は、職員等に対するハラスメントが、職員等の労働意欲を低下させ、及び勤務の環境を害するものであること並びに職員等が共に市政に携わるものであることを自覚

し、職員等の尊厳を重んじなければならない。

4 議員は、職員等に対する過大な要求、長時間の拘束その他の行政運営を妨害する行為を慎み、誠実かつ適切に活動しなければならない。

5 議員は、自身によるハラスメントがあると疑われたときは、事実確認等の調査に誠実に対応しなければならない。

6 議員は、他の議員が議員又は職員等に対しハラスメントを行ったと思料するときは、当該ハラスメントを行ったと思料される議員に対しハラスメントを抑えるべき旨を伝え、議長に当該事態について報告するよう努めなければならない。

(議長の責務)

第5条 議長は、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 議長は、ハラスメントの防止を図るため、必要に応じて実態を把握するための調査を実施するとともに、議員に対し、研修等必要な措置を講じなければならない。

(ハラスメント相談員)

第6条 議長は、ハラスメントに関する相談を受け付けるため、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 議員又は職員等は、自らがハラスメントを受け、又は他の議員若しくは職員等がハラスメントを受けたと思料するときは、相談員に対し、相談をすることができる。

3 相談員は、前項の規定による相談（以下単に「相談」という。）を受けたときは、その内容を遅滞なく議長に報告しなければならない。

(ハラスメント調査会)

第7条 議長は、前条第3項の規定による報告を受けた場合において、ハラスメントに起因する問題を解決するために必要と認めるときは、議員で組織するハラスメント調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

2 調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 当該相談に係る事実を調査すること。

(2) 前号の事実がハラスメントに該当するか否かを審査すること。

(3) 当該相談について講じるべき必要な措置を検討すること。

3 調査会は、前項各号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、弁護士その他ハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者（以下「弁護士等」という。）の

意見を求めるものとする。

4 調査会は、第2項各号に掲げる事務を遂行するために特に専門的知見を要するときは、議長の承認を得て、当該事務の全部又は一部を弁護士等にさせることができる。

5 調査会は、第2項各号に掲げる事務を終えたときは、その結果を議長に報告しなければならない。

(調査への協力)

第8条 相談を行った者（以下「相談者」という。）、ハラスメントを行ったと相談者が思料する者（以下「行為者」という。）その他相談の関係者は、前条第2項第1号に規定する調査に協力しなければならない。

(調査会からの報告後の対応)

第9条 議長は、第7条第5項の規定による報告（以下単に「報告」という。）を受けたときは、相談者、行為者その他議長が必要と認める者に対し、報告の内容その他必要な事項を通知しなければならない。

(措置)

第10条 議長は、報告を受けたときは、必要に応じ、行為者に対して、指導、助言、注意その他の必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、行為者が前項の措置に従わないとき又はハラスメント被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、行為者の氏名、報告の内容及び措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

3 議長は、前項の規定による公表を行うに当たっては、議長及び副議長並びに議会各会派の代表者で構成する会派代表者会の合意を得なければならない。この場合において、行為者が当該会派代表者会の構成員であるときは、当該構成員は当該公表に係る議事に参与することができない。

(プライバシーの保護等)

第11条 議員及び職員等は、相談者、行為者その他相談の関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、相談に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 議員及び職員等は、相談に関する情報をみだりに公表すること、虚偽の事実を流布すること、相談者に対し威迫することその他の相談員及び調査会（第7条第4項の規定により同条第2項各号に掲げる事務を行うこととなった弁護士等を含む。次項において同

じ。)の公正な職務の執行を妨げる行為をしてはならない。

- 3 議長は、相談員及び調査会の公正な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずることができる。

(不利益取扱いの禁止)

- 第12条 議員及び職員等は、相談を行ったことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(議長又は副議長の代行)

- 第13条 議長が行為者となった場合における第6条第3項、第7条第1項、第4項及び第5項、第9条、第10条並びに第11条第3項の規定の適用については、第6条第3項、第7条第1項、第4項及び第5項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項中「議長」とあるのは「副議長」と、第10条第3項中「議長は」とあるのは「副議長は」とする。

- 2 議長及び副議長が共に行為者となった場合における第6条第3項、第7条第1項、第4項及び第5項、第9条、第10条並びに第11条第3項の規定の適用については、第6条第3項、第7条第1項、第4項及び第5項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項中「議長」とあるのは「行為者に該当しない年長の議員」と、第10条第3項中「議長は」とあるのは「行為者に該当しない年長の議員は」とする。

(委任)

- 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の行為に係るハラスメントについて適用する。

(検討)

- 3 議会は、この条例の施行後3年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。